

一般社団法人日本社会薬学会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本社会薬学会（以下、「本会」という。）定款第46条の規定に基づき、本会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

(会費)

第2条 年会費は、次に定めるとおりとする。

- (1) 正会員：年額8,000円
- (2) 学生会員：年額2,000円
- (3) 賛助会員：年額50,000円

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(会員の権利)

第3条 会員は、定款に定めることのほか、以下の権利を有する。

- (1) 本会が刊行する会誌などの配布を受けること。
- (2) 本会が刊行する会誌に論文等を発表すること。
- (3) 本会が主催する年会研究集会等において研究発表すること。

(名誉会員の推薦)

第4条 名誉会員は、別に定める名誉会員選考規程に基づいて決める。

第3章 代議員の選出

(代議員選挙)

第5条 定款第6条第4項に定める代議員選出のための選挙は、以下及び別に定める代議員の選挙に関する細則に基づき実施する。

(1) 被選挙人（代議員候補者）は、定款第6条第6項で定める代議員の任期が終了する年度の3月1日現在の正会員のうち、代議員の候補者となる意思を定款第6条第6項で定める代議員の任期が終了する年度の3月1日までに本会に届け出た者とする。

(2) 選挙人の資格は、定款第6条第6項で定める代議員の任期が終了する年度の3月1日現在の正会員とする。

(3) 選挙は、10名連記の郵送による無記名投票により行い、有効得票数の多い順に当選人とする。

(4) 選挙を公正かつ円滑に実施するため選挙管理委員会を置き、選挙管理委員会が選挙

の実施を管轄する。選挙管理委員会は3名の選挙管理委員により構成し、選挙管理委員は理事会の決議に基づき会長が指名する。選挙管理委員会は、選挙管理委員の互選により選挙管理委員長1名を選出する。

第4章 役員候補者の選出

(理事選挙)

第6条 定款第14条第1項に基づく理事の選任は、代議員による選挙の結果に基づいて決議を行う。選挙は、以下及び別に定める理事の選挙に関する細則に基づき実施する。

(1) 被選挙人(理事候補者)は、定款第16条第1項で定める理事の任期が終了する年度の5月1日現在の代議員及び理事会で推薦された者のうち、理事の候補者となる意思を定款第16条第1項で定める理事の任期が終了する年度の5月1日までに本会に届け出た者とする。

(2) 選挙人の資格は、定款第16条第1項で定める理事の任期が終了する年度の5月1日現在の代議員とする。

(3) 選挙は、5名連記の郵送による無記名投票により行い、有効得票数の多い順に当選人とする。

(4) 選挙を公正かつ円滑に実施するため、本細則第5条に基づき設置した選挙管理委員会が選挙の実施を管轄する。

(監事の選任)

第7条 定款第14条第3項に基づく監事の選任は、社員総会における立候補または推薦に基づき、原則として2名を選任する決議を行う。

第5章 内部組織

(事務局)

第8条 定款第45条に基づく本会の事務局は、事務局長及び定款第2条に基づく事務所の担当者により構成する。

2 定款第2条第1項に基づく本会の主たる事務所は、東京都千代田区一ツ橋1丁目一番一号株式会社毎日学術フォーラム内に置く。

(委員会)

第9条 本会に次の委員会を置く。

(1) 総務委員会

本会の発展のため、年会の開催、支部活動、並びに会員の活動を支援するとともに、必要に応じて渉外業務を行う。

(2) 財務委員会

本会の経理を管轄し、予算及び決算の案を作成する。

(3) 法務・倫理委員会

本会の法務・倫理に関する事項を管轄する。また、必要に応じて本会の定款及び細則等の制定・改廃について検討する。

(4) 学術委員会

社会薬学分野の研究を促進するとともに、フォーラム、勉強会などを企画運営する。

(5) 編集委員会

会誌「社会薬学」に関する業務を行う。

(6) 広報委員会

本会にかかわる広報業務を行う。

2 前項の委員会のほか、必要に応じて、理事会の決議により、他に委員会を設置することができる。

(委員)

第10条 各委員会の長は、理事会の決議に基づき会長が代議員の中から指名する。

2 委員は、委員長が原則として正会員から指名する。

第6章 補 則

(細則の変更)

第11条 この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし、第2条に規定する会費の金額の変更については、社員総会の承認を経なければ、その効力を有しない。

第7章 附 則

第12条 この細則は本会が成立した日から施行する。

2 定款第51条に基づく設立時理事及び設立時監事の任期は、定款第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本会が成立した時の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 本会が成立した時の事業年度における代議員の選出については、定款第6条第4項の規定にかかわらず、本会成立後の最初の社員総会において、任意団体である日本社会薬学会の幹事を本会の代議員に選出するものとする。

4 本会が成立した時の事業年度における代議員の任期は、定款第6条第6項の規定にかかわらず、選出が決定した日の翌日から1年以内の新たな代議員の選出が決定する日までとする。

第13条 この細則を一部改正し、2024年8月27日から施行する。